

8月1日からの被保険者証を送付します

8月1日から使用できる新しい被保険者証および高齢受給者証を7月末までに郵送します。新しいものが届きましたら、今お持ちの被保険者証など（有効期限 平成27年7月31日）を市民課、すこやか、または最寄りの公民館へお返しください。

8月1日からの被保険者証



限度額適用認定証などをお持ちの方へ

限度額適用認定証、限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新は、申請が必要です。引き続き必要な方は、お早めに申請をお願いします。申請開始日▶7月27日(月)～

他の健康保険に加入された方へ

就職などにより、他の健康保険に加入した場合、国民健康保険喪失の届出が必要です。届出をしないと、保険税が重複してかかってしまう場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。

修学などにより住民票が勝山市にない方へ

修学などにより勝山市外にお住まいの方で、被保険者証が必要な方は、市民課で交付手続きをしてください。

申請期限▶7月10日(金)

申請に必要なもの▶在学証明書または入所証明書【卒業または退学された場合】

上記のお届けをされた方が卒業または退学された場合は、国保の資格喪失の申請が必要です。申請が遅れるとその間にかかった医療費を返還していただくことがありますので、速やかにお届けをお願いします。

市民課（市役所1階） ☎88-8102

ご存知ですか?ちょっとお得な年金制度

「前納制度」で保険料が割引に!

平成27年度の国民年金保険料は、月額15,590円です。まとめて前払い（前納）することで保険料が安くなりますので、前納制度をご利用ください。

例) 平成27年10月～平成28年3月の

6ヶ月分の保険料

定額▶93,540円

前納した場合▶下記表の通り

	納付書で前納	口座振替で前納
納付額	92,780円	92,480円
割引額	760円	1,060円
期限	10月30日(金) (納付期限)	8月31日(月) (申請*期限)

*口座振替の申請方法

口座振替納付申出書に必要事項を記入、押印（通帳の届出印）し、市民課または年金事務所、金融機関に提出ください。

市民課（市役所1階） ☎88-8102

「付加年金」で受給額を増やせます!

付加年金は老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。定額保険料に月額400円の付加保険料をプラスして納めることで老齢基礎年金に加算されます（任意加入のため下記にて申請してください）。

受給額（年額）は200円×付加保険料納付月数です。

*国民年金基金の加入者、免除該当者は加入できません。

例) 付加保険料を10年間納付した場合

保険料	400円×10年(120月) = 48,000円
受給額(プラス分)	200円×10年(120月) = 24,000円(年額)

2年受給すれば納付額に達し、それ以降はプラスになります。

不審な訪問・電話にご注意を!

「年金情報流出」を口実にした犯罪に十分にご注意いただき、不審に思った場合は、下記までお問い合わせください。

年金事務所 ☎0776-23-2316

後期高齢者医療制度のお知らせ

8月1日から被保険者証が新しくなります

現在お持ちの被保険者証および限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、平成27年7月31日です。8月1日から使用できる新しい被保険者証などは、今月中に福井県後期高齢者医療広域連合から郵送されます。

限度額適用・標準負担額減額認定証とは、市・県民税非課税世帯に属する被保険者の場合、申請して認定されると、窓口負担や入院時の食事代などの自己負担が減額されます。一度申請すれば、市・県民税非課税世帯に属する限り、自動更新となります。

保険料率は

昨年度と変更なし

平成27年度の保険料率は昨年度と同率で、賦課限度額は57万円です。正式な保険料額は、7月中旬に郵送する「保険料決定通知書」をご覧ください。今年75歳になる方には、随時（誕生月から2か月後）送付します。

保険料のお支払い方法は

選択できます

原則、年金からのお支払い（天引き）ですが、これを口座振替によるお支払いに変更することもできます。

口座振替への手続き方法

- ①金融機関で口座振替の手続き（口座届出印が必要）
- ②市民課で年金天引き中止の手続き

市民課への持ち物

- ・印鑑
- ・代理の方の場合↓本人確認できるもの、被保険者本人の印鑑

市民課からのお知らせ

交付請求書の様式が変更になります

8月1日より、市民課窓口で使用する住民票・戸籍・印鑑登録証明書の交付請求書の様式が変更になります。

皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

主な改正点

- ①別々であった請求書用紙が1枚になり、記入欄が減ります
- ②裏面を委任状（代理人選任届）とし、委任事項がより明確になります
- ③印鑑登録証明書を請求する際の押印を廃止し、公的機関が発行した身分証明書による本人確認を実施します



市民課（市役所1階） ☎88-8102

口座振替に関する

注意事項

- ・すでに口座振替に変更されている方は、再申請の必要はありません
- ・口座振替への変更は、手続きして約3か月後からとなります（7月中旬に手続きをされた場合、10月から口座振替に変更）
- ・口座振替の手続きが済んでも年金天引きの手続きがまだの場合、年金天引きが優先されます
- ・口座振替の場合、社会保険

市役所にお越しになる際のお願

料控除は口座名義人に適用されます（世帯全体の所得税や住民税が変更となる場合有り）

市役所での申請・手続きには押印や本人確認が必要になりますので、印鑑と本人確認のできるもの（運転免許証など）をお持ちいただくようお願いします。

市民課（市役所1階） ☎88-8102